

「社会経済活動再開に向けたガイドライン」（改訂版）

1 目的及び見直しの背景

5月14日（木）に政府の緊急事態宣言が解除され、県独自の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」を策定し、全国一律に面的な要請が行われた外出自粛や休業要請を段階的に緩和してきたところである。

この間、新しい生活様式も実践されるようになり、県では医療提供体制の整備や県独自の感染防止対策などの取り組みを進めてきた。さらには、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会から感染状況を区分するための新たな「指標」や対策等についての提言もなされた。

こうしたことから、外出自粛や休業要請などの活動制限をこれまでの一律的・面的な要請から、対象を絞った点（ピンポイント）による限定的な要請を行うことで、社会経済活動への影響は抑えつつ、感染拡大防止をはかるため従来のガイドラインを見直すこととした。

策定当初に想定したとおり、新型コロナウイルスの根絶は難しく、長期戦となっており、社会経済活動の再開にあわせるように第2波という見方もできる感染再拡大の状況がある中、感染拡大防止と社会経済活動の再開とのバランスをとりながらニューノーマルな社会の実現を目指していくこととする。

2 基本的な考え方

- 県民や事業者への外出自粛や休業要請などの活動制限は、極力、回避することを基本として、要請する場合であっても一律ではなく限定的な制限とする。
- 高齢者や基礎疾患のある方、児童・生徒については、感染した場合の影響も考慮し、早い段階から警戒の呼びかけや対応を行うほか、クラスターの多発など急速な感染拡大が懸念される場合には、迅速に警戒度の引き上げや要請の強化を行う。
- 県民・事業者・行政が連携して新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組むことが重要であり、活動制限の緩和・強化にあたっては、本ガイドラインに基づき実施する。

3 ガイドラインの構成

- 警戒度
県内の感染状況を踏まえ4段階（1～4）で設定します。
- 市町村警戒度
県内一部地域での感染拡大状況を踏まえ市町村単位で警戒度より上位に設定します。
- 判断基準
感染状況、医療提供体制を判断する「客観的な数値」と数値によらない「総合的な状況」の2つの要素から現状を評価します。
基準は、国の分科会の提案と県の病床確保計画とのバランスを取り、県の実態に合ったものとししました。
- 行動基準
県民、事業者の皆様をお願いする行動です。警戒度に応じて想定し得る要請内容を示します。
- ◎警戒度変更のルール
判断基準によって現状を2週間の単位で評価し、警戒度を決定します。その警戒度に応じた行動基準を要請します。
※感染状況の悪化等の理由で警戒度を上げる場合、市町村警戒度を適用する場合には2週間を待たずに迅速に判断します。
※市町村警戒度を適用する場合には、該当市町村と協議を行った上で、知事が決定するものとしします。

4 施行日

令和2年5月15日（金）策定

令和2年8月27日（木）改訂（令和2年10月9日（金）市町村警戒度導入）

※県内・近隣都県の感染者の状況、国の基本的対処方針等の変更により、内容を修正することがあります。

各警戒度における感染状況と対応方針

警戒度	感染の状況	具体的な状況例	感染防止対応方針
4	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で爆発的な感染拡大あるいは、拡大の恐れがある ・医療提供体制へ深刻な負荷 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院や高齢者施設間において大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生 ・高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生 ・公衆衛生体制及び医療提供体制へ深刻な負荷 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染リスクに特別警戒が必要 ○広範な活動制限 ・外出自粛や施設等に対する使用停止(休業)等の要請、営業時間の短縮要請 ・緊急事態宣言(特措法に基づく)による緊急事態措置の実施を検討
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の感染者の急増あるいは、急増の恐れがある ・医療提供体制に大きな負荷 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスターが県内各地域で多発する ・病院や高齢者施設においてもクラスターが発生 ・高齢者や高リスク者が感染し、医療提供体制への負荷が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染リスクに警戒が必要 ○部分的な活動制限 ・一部外出自粛を要請 ・感染防止対策がとられていない施設等に対する使用停止(休業)等の要請
2	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の感染者の漸増 ・都内や近県で感染拡大 ・医療提供体制への負荷の蓄積 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の各地域で点的に感染者が発生 ・3密となるリスクの高い場所でクラスターが度々発生 ・保健所などの公衆衛生体制及び医療提供体制への負荷が蓄積しつつある 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染リスクに、十分な注意が必要 ・慎重な行動を要請 ・特に高齢者等には十分な注意を要請 ・感染防止ガイドライン遵守の徹底を要請
1	<ul style="list-style-type: none"> ・県内感染者の散発的な発生 ・医療提供体制に特段の支障なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者が発生するが、重症者は少ない ・保健所などの公衆衛生体制及び医療提供体制への負荷は小さい 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染リスクに留意が必要 ・新しい生活様式の実践・定着を推進 ・接触確認アプリ「COCOA」、LINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」の利用を推奨

※感染防止対応方針の共通事項

・過度に活動自粛や要請を求めるのではなく、新しい生活様式の徹底を進めながら、県としての感染防止対策や医療提供体制を強化することにより対応

警戒度ごとの状況を理解しやすくするため、想定し得る感染状況と感染防止対応方針を示しています。

＜警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値＞

項目		内容※	現在値 (○/○)	過去最高値 (7月以前)
1 感染 状況	(1)新規感染者数	平均 20 人/日	人	11.3 人
	(2)経路不明の感染者数	感染経路不明 50 %	%	50.0 %
	(3) 検査の陽性率	平均 7 %	%	18.9 %
2 医療 提供 体制	(1)重症例への診療体制	①人工呼吸器使用 1 / 2	○台中 台	—
		②うちECMO使用 1 / 3	○台中 台	2
	(2)病床の稼働率 (316床中)	警戒度 1 15 %未満 警戒度 2 15 %以上 警戒度 3 40 %以上 警戒度 4 70 %以上	%	74.8 %

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせ、基準も変動します。
※(1)～(3)は**1週間**の移動平均。

警戒度移行の判断基準は、「客観的な数値」と、「総合的な状況」の2つを設定しています。

①客観的な数値は、これまでの状況を分析した結果や、医療提供体制を逼迫させないという観点から、5項目（新規感染者数、経路不明の感染者数の割合、検査の陽性率、重症例への診療体制、病床の稼働率）を設定しました。

この5項目により、県内の感染状況や医療提供体制の状況を判断します。

特に医療提供体制を逼迫させないよう、2(2)病床の稼働率については、県の病床確保計画と合わせて、警戒度ごとに数値を設定しました。

新規感染者数は、すべての新規感染者が病院に入院するのではなく、宿泊療養施設に直接入居していただくケースも想定しています。また、病院の受入れ能力は5月に比べて3倍以上になっています。

＜警戒度移行の判断基準 ②総合的な状況＞

項目		内容
1 感染 状況	介護施設等の状況	介護施設等の発熱状況がモニターされていること。
	近隣都県の感染状況	東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。 (東京都の実効再生産数が1未満程度であること)
	群馬県の感染状況	群馬県の実効再生産数が1未満程度であること。
	入院状況	直近の状況を月単位でモニターする。
	クラスターの発生状況	クラスターに対し、迅速な実態把握と対策が取られていること。
2 医療 提供 体制	検査件数	感染状況に応じて、必要な検査を実施できる体制が整備されていること。
	院内感染制御	病院が、相当数のPPEの備蓄があること。 院内感染に対し、迅速な実態把握と対策が取られていること。
	一般医療への影響	治療の先伸ばしによる悪影響をモニターし、問題がないこと。
	疑似症患者への医療等	疑似症患者の入院状況
	軽症者等の宿泊療養施設の確保等	感染者数に対して、十分な室数が確保できていること。

警戒度移行の判断基準は、現実の動きは数値だけで計れるものではないため、数値によらない総合的な状況をもう一つの判断要素として取り入れています。

県の感染の特徴として、亡くなられた方のほとんどが施設に入居されていた高齢者ということです。介護施設は、特に注意を払う必要があります。

また、交通の要衝である本県の地勢的な事情に鑑み、東京都や近隣県の状況にも注目しつつ、県内の状況を判断していきます。

さらに、クラスターに対し感染拡大防止のための迅速な実態把握と対策が必要となることから項目を追加しました。

＜市町村警戒度の判断基準＞

◆判断①：保健所判断基準

※判断①の判断基準超過保健所のみ判断②へ移行



項目	判断基準
保健所ごとの新規感染者数 (人口10万人当たり)	2.0人/日※
医療提供体制：病床の稼働率 (316床中)	30%を超え、かつ上昇傾向

◆判断②：市町村判断基準

項目	判断基準
市町村ごとの新規感染者数 (人口10万人当たり)	3.5人/日※
医療提供体制：病床の稼働率 (316床中)	30%を超え、かつ上昇傾向

※直近1週間の移動平均

判断①、②においては、判断基準に加え、感染拡大状況や感染経路不明者の状況などを総合的に判断を行う。

警戒度移行の判断基準は、前項に示しているとおりの「客観的な数値」と「総合的な状況」の2つを設定しています。これらを総合的に評価をして警戒度を判断し、全県一律での行動基準に基づく要請をしています。

これまでの感染状況などから、県内の一部地域で新規感染者数が急増した場合にピンポイントで効果的な対処をするため、新たな判断基準を設定し、2段階で評価・判断を行う方式により市町村警戒度を設定することとします。

まずは、県内保健所ごとに判断基準に基づき評価を行い、警戒すべき保健所(地域)をスクリーニングし、感染状況の推移を観察していきます。次に、判断基準を超過したと判断された保健所の管轄する市町村ごとに判断基準に基づき評価を行います。その結果、判断基準を超過したと判断された市町村に対して、「市町村警戒度」を適用するものとします。

なお、各判断においては、判断基準のほか、感染症危機管理チームの意見聴取、感染拡大状況や感染経路不明者の状況などを総合して評価を行い判断することとします。

この判断基準に基づき、これまでの全県一律の警戒度とは別に、感染拡大に特に警戒をすべき市町村へ個別に市町村警戒度を適用します。

※「市町村警戒度」・・・前項の〈警戒度移行の判断基準〉に基づき判断された警戒度より上位(一段高い)の警戒度

※市町村警戒度を適用する場合には、該当市町村と協議を行った上で、知事が決定するものとする。

＜4段階の警戒度と行動基準＞

警戒度	個人			事業者		【参考】 学校
	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
4	×	×	×	・感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止	テレワーク(7割目標)、時差出勤等を強く推奨	・感染状況等に応じて学校単位もしくは地域や全県で休業等(部活自粛)
3	△	△	△	・感染防止対策がとられていない施設等への休業要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止	テレワーク(5割目標)、時差出勤等を推奨	・学校単位で分散登校、授業短縮、時差登校等 (部活一部制限) ただし感染状況等によっては通常登校
2	△	感染拡大都道府県は注意(特に拡大している場合は慎重に判断)	△	・高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意(オンライン面会等の推奨)	テレワーク(3割目標)、時差出勤等を推奨	通常登校 ただし感染状況等に応じて学校単位で分散登校等
2	・3密となるリスクが高い場所への外出十分注意 ・高齢者や基礎疾患者は外出を十分注意		△	別表による		
1	○		△		テレワーク、時差出勤等を推奨	通常登校
			△	別表による		

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)を徹底
 ※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり

行動基準は、個人・事業者の皆様にご各警戒度において想定し得る要請事項を示しています。個人の行動基準は、「外出」・「県外移動」・「イベント」、事業者の行動基準は、「休業等」・「勤務形態」を例示しています。

自粛は「×」、条件付で認めるものは「△」、活動を認めるものは「○」で表記しています。警戒度4は、県民の皆様には、不要不急の外出自粛要請を行い、事業者の皆様には、感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請を行います。

警戒度3は、県民の皆様には、3密となるリスクが高く、感染防止対策がとられていない場所への外出自粛要請を行います。事業者の皆様には、感染防止対策がとられていない施設等への休業要請を行います。

警戒度2は、県民の皆様へ外出自粛要請は行いませんが、3密となるリスクが高い場所への外出は十分注意してください。

警戒度1は、高齢者や基礎疾患のある人も、社会交流が可能となります。

また、県外移動については、警戒度3～1では感染拡大傾向にある都道府県への移動は注意していただくとともに、特に拡大している場合には慎重な判断をお願いします。

なお、感染状況や国の基本的対処方針等の内容によって、皆様にご別途要請を行う可能性があります。警戒度すべてにおいて、感染防止対策を徹底し、「新しい生活様式」を実践することが前提となります。特に、事業者の皆様は、感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)の徹底と「ストップコロナ!対策認定制度」への登録をお願いします。

※市町村警戒度を適用する市町村へは、感染経路等の感染状況を詳細に分析した上で、個別に決定した要請を行います。

＜行動基準一覧表＞

警戒度	個人	事業者	【参考】 学校
4	<ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛 ※通院、食料買い出しを除く ・都道府県をまたいだ移動自粛 ・イベント開催自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請 ・テレワーク等を強く推奨(目標7割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 ・高齢者施設や病院等での面会禁止 ・イベントの開催自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況等に応じて、学校単位もしくは、地域や全県で休業等 (部活自粛)
3	<ul style="list-style-type: none"> ・3密となるリスクが高く、感染防止対策がとられていない場所へは外出自粛 ・高齢者や基礎疾患者は外出自粛 ・感染の拡大している都道府県への移動は注意(特に拡大している場合は慎重な判断) ・一定条件のイベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策がとられていない施設等への休業要請 ・テレワーク等の推奨(目標5割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 ・高齢者施設や病院等での面会禁止 ・一定条件のイベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校単位で分散登校、授業短縮、時差登校等 (部活一部制限) <p>ただし感染状況等によっては通常登校</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・3密となるリスクが高い場所への外出は十分注意 ・高齢者や基礎疾患のある人は不要不急の外出を十分注意 ・感染の拡大している都道府県への移動は注意(特に拡大している場合は慎重な判断) ・一定条件のイベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク等を推奨(目標3割) ※時差出勤、自転車・自動車通勤 ・高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意(オンライン面会等の推奨) ・一定条件のイベント開催 	<p style="text-align: center;">通常登校</p> <p>ただし感染状況等に応じて、学校単位で分散登校等</p>
1	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や基礎疾患のある人も社会との交流が可能 ※物理的距離の確保、距離の確保が難しい機会は極力減らす ・全ての人々が、混雑した場所には出来るだけ行かないようにする ・感染の拡大している都道府県への移動は注意(特に拡大している場合は慎重な判断) ・一定条件のイベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク等を推奨 ※時差出勤、自転車・自動車通勤 ・高齢者施設や病院等での面会可能(オンライン面会等の推奨) ・特段の規制なく、就業が可能 ・一定条件のイベント開催 	<p style="text-align: center;">通常登校</p>

※1 全段階で「新しい生活様式」を实践、多様な感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)を徹底

※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり

(別表) イベントの開催制限について

警戒度3～1におけるイベント開催における行動基準は、国の基本的対処方針等を踏まえ、下表のとおり運用することとします。

また、感染拡大の兆候やクラスターの発生、緊急事態宣言が出た場合等、上限人数の変更、延期や中止等の協力要請など対策を強化するものとします。

県ガイドライン の警戒度	屋内	屋外
3～1	10人	20人
	50人	100人
	100人	200人
	1,000人	
	5,000人	
	上限なし	

[注1]

屋内は「収容率（定員に対する割合）」の50%以内、屋外は「十分な間隔（できれば2m）」を確保できること。

[注2]

「人数上限」と「収容率」はどちらか小さい方を限度とする。

[注3]

屋内・外ともに、座席等により位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合は、その半分程度以内とする。また、屋内・外ともに、座席等により位置が固定されず、または、収容定員の定めがない場合は、人と人との距離を十分確保する。

[注4]

開催上限人数について、国からの方針等により上記人数と異なる場合、詳細は必要に応じて本ガイドラインにより要請する。（※最新の要請内容を確認）

業種別ガイドラインの見直しを行い、必要な感染防止策が担保され、 感染防止上の取組が公表されている場合 (10月10日～)		
	大声での歓声・声援等	例
収容率	ないことを前提とする	100%以内
	想定される	50%以内 (※3)
人数上限	「5,000人」又は「収容定員の50%」の いずれか大きい方	

※1 地域の行事は、適切な感染防止策の下、実施可。

※2 全国的・広域的なお祭り、野外フェス等は、中止を含めて慎重に検討。

※3 異なるグループ間で1席開け、同一グループ（5人以下）内では座席間隔を設けなくともよい。

※4 業種別ガイドラインの見直しを行わず、必要な感染防止策が担保されない場合は、従前どおり、収容率[屋内：50%以内、屋外：十分な間隔]、上限人数[5,000人]のいずれか小さい方を上限とする。